

一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広告取扱契約書

一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という）は、甲が管理するホームページ（以下「愛知県福祉協会HP」という。）
の広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 乙は、別紙「一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広告掲載取扱要綱」
（以下「要綱」という）及び「一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広
告掲載基準」に基づき、愛知県福祉協会HPに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払
う。

（契約期間及び契約金額）

第3条 契約期間及び契約金額は、次のとおりとする。

（1）契約期間

原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、年度の途中から広告の掲載を開始する場合は、当該広告を掲載する月の1日
から3月31日までとする。

なお、期間満了1か月前までに甲・乙いずれからも異議の申し出がないときは、さら
に1年間その効力を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

（2）契約金額

1 枠あたり、1年間100,000円（消費税別）とする。

ただし、年度の途中から広告の掲載を開始する場合は、前項により算出された当該契
約期間の月数に、1か月あたり10,000円を乗じて得た金額（消費税別）とする。なお、
この契約金額にはバナー制作費は含まれないものとする。

2 広告の掲載開始は、原則として各月1日からとする。ただし、各月が土曜日、日曜日、
祝日に該当する場合は、各月の最初の平日から開始とする。また、12月29日から31
日、1月1日から3日に該当する場合は、その期間が終了した日を開始日とする。

（契約金額の返還）

第4条 一度納入された料金は還付しない。ただし、甲の責めによる事由により広告が掲載でき
なかつた場合には、掲載できなかつた日数に応じた広告料に相当する額を還付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により愛知県福祉協会HPの運営を一
時停止した場合は、契約金額を返還しない。

（1）機器等の保守又は工事を行う場合

- (2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(契約金の納付方法)

第5条 乙は、愛知県福祉協会HPに掲載した広告の代金として、第3条第1項(1)に定める契約金額を、甲の定める方法により納付しなければならない。

(協議による契約の解除)

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

- 2 前項の場合においても広告掲載料金の返還は行なわないものとする。また、発生する費用については、すべて乙の負担とする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) リンク先が存在しなくなったとき。
- (7) 社会的信用を損なうような不祥事があったとき。
- (8) その他、愛知県福祉協会が広告掲載が適切でないと判断したとき。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(業務委託等の禁止)

第10条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第11条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第13条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲

〒440-0823

愛知県豊橋市南瓦町110番地

一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会

会長 川崎 純夫 ㊞

乙

〒

住 所

会社名

代表者名